

秩禄に離れて

明治七年の古文書紹介

会員 安部 力

去る八月四日の台風二十二号の暴中、私は一枚の襖を貰い受け、その襖の下張から数枚の古文書を見付けましたので紹介しましょう。

その前に此の古文書の舞台となる、明治初年の時代背景をしらべて見ました。手引書は毎日新聞社発行の「大分県の歴史と文化」等で、参考文献までに要点を抜き書きして見ました。(毎日新聞社「明治百年」、大分県の百年「大分」)

明治二年版籍奉還と、同四年の廃藩置県により、旧藩主は其の旧領地と家臣とから離れ、東京に住むようになった。

そして藩士の秩禄は政府の負担となり、帰農商の出願者にはその産産資金として、その禄高五ヶ年分を一時に賜ふる等種々曲折を経て、全禄公債による秩禄の廃止へと進んだ。

廃藩置県により、初代県知事として森下景瑞が明治四年十一月十四日赴任して来た。

此の時の五画は、重後一町の八郡十七町千八百一ヶ村、人口五十六万二千百五十六人が大分県となり(日田、中津ハ除く)、数ヶ村をまとめて小區となし、さらに緩やかな小區を統合して大区と定められ、人民の姓名、年令、生死などを確実に記録する戸籍法が施行

された。(旧藩士は士族、農工商等の一般の人々も平民と区別された。)

これらの大区には区長、権区長、小區には戸長、副戸長、保長が、従来の庄屋、名主、年寄に変わり、土地人民に関する事務は、すべて戸長がとり扱うこととなった。

また最初の県庁は、明治五年一月二十三日今の大分市堀川に開庁、三月には府内の遊馬館に、九月には再び府内城跡へと移され、事務士にたいして整備され、事務機構を四課、(一)主計課(貫属、戸籍、社寺、賦税、雜事)、(二)聴訟課(聴訟、刑罰、調停、徒囚、徒場)、(三)租税課(收税、土木、勸業)、(四)出納課(金穀、用度、雜務)に分けて事務処理をおこなった。

秩禄処分により領有制の解体をおこなう一方、明治六年以後地租改正の事業を強力におこなって田畑の勝手作りの許可、田畑永代売買の自由を認め、田畑の買戻権を認め、その所有権を商家が承認する地券と交付して土地の所有権を認め、旧来は收穫高に依りて課せられた租税が全納に改められた。税率は地価の百分の三、才五七三分と定められた。

こうして政府の地租収入額が毎年確定、負担の安定公平と、徴税の簡易化が行なわれる事になった。

その後、明治十年から十四年に起つた悪性インフレーションのため米価は暴落し、又武士の商法もうまく行かず、甚しい生活に追いこまれて行つたものである。

(参考) 米相場累年比較(大分市場 安部力 米相場組合)

年	米相場
1	5.96
2	9.02
3	9.20
4	5.61
5	3.88
6	4.88
7	7.18
8	7.15
9	5.01
10	5.11
11	6.48
12	8.00
13	10.80
14	11.20
15	8.93

(資料一)

海部部第四区三十一小區

西野浦地内

(大換)

官林

志田二拾五錢 志及二拾 金志田二拾五錢
貳拾四六拾貳錢五厘

水小柴 燕敷

此相当代価 金五拾二拾五錢

古昔後米生活之目途ヲ以私官地ニ御松下奉願候 御留届
相成候上者前書地価半金貳拾四六拾貳錢五厘並ニ立水金
代価金五拾二拾五錢即納可仕候 若不正之所業有之候狀
又審漫ニ他人江讓渡候儀有之 如何様御所分御座候共決
テ申分無御座候 以上

第四大区二十六小區四百十一番地 居住

大分県 賣屬士族

三月二十九日

新 藤 重 名

(資料三)

縣 顯

第四大区二十六小區佐伯村

百十一番屋敷 士族

衛 藤 重 名

奉選仕度此段奉願候

願主 衛 藤 重 名

保長 高 妻 善 道

副戶長 天 谷 誠 一

戶長 山 名 忠 重

殿

(資料四)

地所賣買地券書換願

靈後園遊部郡佐伯村字新谷寺前之荒

五拾六番、内貳番貳、内一

一元荒蕪地 五畝貳拾步

此代価五拾八拾八錢志望

可同郡同村

内

同番、内

一元荒蕪地 三畝拾五步

同村

此代価 三拾四拾九錢志望

此売買代 七拾

(資料二)

叙儀

家祿奉選御林入札仕候處若落札ニ相成不申候共別途小
間物売商業相開後米之法計相立候目途ニ御座候奈官林
落札ニ不拘御規則之通資本金御下被該下候様此段申上
候也

第四大区二十六小區佐伯村

四百十一番屋敷 士族

明治七年十月

新 藤 重 名

森下大分県令殿

(大換)

同番ノ内
一元荒蕪地 貳拾四步 買請人 龜山 類平

此代価 八拾錢

此代價代価 壹百六拾錢

同番ノ内

一元荒蕪地 貳拾四步

同村

買請人 山内 文吾

(又 損)

(資料五)

豊後國海部郡塩屋村地内

字大手前

一反別 貳拾七步

官地

此相当代価貳百九錢八厘五毛 志段二角三拾兩

此羊金 志段四錢九厘貳毛

一立木 三本 徑目通壹尺七寸廻リヨリ貳尺廻造

此相当代価 三錢九厘 志段二角三錢三厘

古ハ後永生活ノ目途ヲ以私有地ニ御拵下奉願候 御聞

而被下候上ハ前書地価半金拾七錢五厘 水賃三錢九厘

即般可仕候 若不正之所業有之候款又ハ漫ニ代人工讓

渡候儀有之候ハ如何様御処分有之候共決シテ申分無

御座候 以上

第四大五二十六小五四百十一番地居住

大分県賣族 士族

明治七年十月八日

衛 藤 重 名

大分県令 森下 景端 殿

(資料六)

箇所附

字大手前

一反別 貳拾七步

古同所

一反別 參貳七步

長 五十七間半

横中 九間半

内

二間市 相願申候

古之通入札仕度御座候 以上

大分県賣馬 士族

明治七年十月八日

衛 藤 重 名

(資料七)

歎 願 書

叔共

家祿奉還任資本金ヲ以テ商業相管候目途書先般善出置

候迎未御渡無御座最年月廻ニ相及ハ商業仕込ニ期限

延引相成候テハ大ニ目途相違仕候款七御座候間何卒出

格之御仁意ヲ以テ右資本金御下渡被下候様此段奉懇願

候 以上

第四大五二十六小五伍佰村

士族 衛 官 田 忠 衛 重

明治七年十二月三日

衛 藤 重 名

大分県令 藤下景瑞殿

(以上)

出願受付

各正総代 吉村哲雄

士族 後藤毅治郎

“ 後藤寛平郎

“ 新藤重存郎

添え書

(編集者)

1. 右の七への資料は反古紙として襖屋に出したもので、藤重行の四字は墨で抹消している。士族としての体面を考えたよんであるうが、すべて控え文書又は下書のようにある。

2. 明治七年のころは秩祿改正後の士族の苦しい時代であつたことを、この七通の文書は雄弁に物語つてくれる。襖の下張りをわらつてゐる安部氏の、大收獲の一つであり、資料として貴重であると思ふ。